

第2章 国際部

第1節 国際交渉への対応

1 世界貿易機関（WTO）

(1) WTO の概要

WTO は、前身のガットにおけるウルグアイ・ラウンド（UR）が1993年12月に実質妥結した際に設立に合意され、1995年1月1日に WTO 協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、設立された。

WTO 協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、食品安全・動植物検疫を規律する SPS 協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定（以下「補助金協定」）などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応して WTO には各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS 委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国の UR 約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2015年度は通常会合が3回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、上記の活動とは別に、2015年度においても、2000年から開始されている農業交渉が、農業委員会特別会合において行われた。

イ SPS 委員会

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2015年度は3回開催された。本委員会においては、ア. 貿易上の関心事項についての質疑応答、イ. 技術支援、ウ. 民間規格等に関する議論が行われた。

(3) WTO 閣僚会議

WTO 閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣

僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

第4回閣僚会議（2001年11月、カタール・ドーハ）では、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げるドーハ閣僚宣言が採択された。

第5回閣僚会議（2003年9月、メキシコ・カンクン）では、シンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達の透明性、貿易円滑化）をめぐり、先進国・途上国間の対立が解消せず、閣僚宣言に合意が得られないまま終了した。

第6回閣僚会議（2005年12月、香港）では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、モダリティの確立や譲許表案の提出の期限を盛り込んだ香港閣僚宣言が採択された。我が国は、途上国の開発問題に対する貢献として、同閣僚会議に先立って「開発イニシアティブ」を策定し、高い評価を受けた。

第8回閣僚会議（2011年12月、スイス・ジュネーブ）では、ロシアの WTO 加盟が決定されたほか、ドーハ・ラウンド交渉については、近い将来に一括合意することは難しいと認めつつ、部分合意も含めた新たな手法により打開の道を探ることとされた。

第9回閣僚会議（2013年12月、インドネシア・バリ）では、農業の一部（公的備蓄、関税割当運用及び輸出競争）、貿易円滑化及び開発の3分野での部分合意がなされ、多角的貿易交渉の可能性を示した。

第10回閣僚会議（2015年12月、ケニア・ナイロビ）では、農業分野において、輸出補助金の撤廃等について合意がなされた。また、ドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことが確認されたが、ドーハ・ラウンド交渉という形で継続すべきか否かについては意見の収斂が見られなかった。

(4) WTO 交渉

ア 農業交渉

農業交渉は UR 合意（農業協定20条）に基づき、2000年3月に開始された。「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国提案を含め多くの交渉提案が提出され、2001年11年のドーハ閣僚宣言により、新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、

他分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられた。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月のカンクン閣僚会議も先進国と途上国の対立等を背景に決裂した。

その後、2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立し、2005年12月の香港閣僚会議では、香港閣僚宣言が採択され、2006年4月末までにモダリティを確立するとともに、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。農業分野についても、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち各国の意見の収れんが見られた内容について整理された。

2006年以降も集中的な議論が継続され、同年6月には、関税率や国内支持の削減率等を示した議長モダリティ案が提示された。さらに、2007年7月にもモダリティ案に関する議長テキストが提示され、議長テキストに基づいて事務レベルでの集中的・専門的議論が行われた。2008年に入り、輸出国を中心に、ドーハ・ラウンドの妥結に向けての機運が急速に高まり、同年7月には、モダリティ合意を目指したWTO 非公式閣僚会合が開催されたが、農業交渉における途上国向けの特別セーフガード措置（SSM）を巡る中国・インド等の一部の途上国と米国等先進国の対立により、交渉は決裂した。また、その後の議論で国内支持や輸出競争分野の論点を中心に収れんが見られ、年内合意に向けて、同年12月に第4次改訂議長テキストが発出されたが、ラウンド全体で一部の途上国と先進国との溝が埋まらず、閣僚会合の開催は見送られた。

2009年以降、第4次改訂議長テキストの10の未解決論点（①青の政策、②綿花、③重要品目、④上限関税、⑤関税割当（TRQ）新設、⑥関税簡素化、⑦途上国向け特別品目、⑧途上国向け特別セーフガード措置（SSM）、⑨熱帯産品、⑩特惠浸食）に関する議論が行われ、また、テキストの曖昧論点の明確化などが行われた。しかし、非農産品市場アクセス（NAMA）交渉における米国等先進国と新興国の対立を背景に、農業分野においても、未解決論点について特段の進展は見られなかった。

2011年の第8回閣僚会議において部分合意を目指すことを受け、精力的な議論が続けられた

結果、2013年12月にインドネシアのバリ島で開催された第9回閣僚会議において「バリ・パッケージ」が合意され、農業分野では、①途上国の食料安全保障目的の公的備蓄に関する暫定措置、②関税割当に係る透明性向上及び消化率の低い品目の運用改善、③輸出補助金の最大限の抑制等について合意された。

続く2015年12月にナイロビで開催された第10回閣僚会議においても、「ナイロビ・パッケージ」が合意され、農業分野では輸出補助金の撤廃などの輸出競争に関する規定等が合意された。また、これ以降のWTO交渉の方向性として、ドーハ・ラウンドの未解決の事項について議論を行っていくことが確認されたが、ドーハ・ラウンドという枠組を継続して完結させるべきとの考え方と、新たなアプローチが必要との考え方が対立し、その溝を埋めることができなかった。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、シンガポール・イシューを中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の一般理事会で枠組み合意が成立し、個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続すること等が合意された。

2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトウイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

その後、2005年12月の香港閣僚会議では、関税削減方式については複数の係数のスイス・フォーミュラとすること、分野別関税撤廃・調和については参加は非義務的なものとする、途上国への特別かつ異なる待遇（S&D）と相互主義の軽減の重要性を確認すること等を内容として採択された閣僚宣言に基づきモダリティの確立に向け交渉が重ねられたが、2006年7月のG6による閣僚会合にて交渉の中断が決断された後、2007年1月に交渉が再開され、

7月のNAMA議長モダリティ・テキスト案に基づく議論を受け、2008年2月、5月及び7月に改訂議長テキスト案が発出された。

2008年7月のWTO非公式閣僚会合の交渉決裂後、12月に第4次改訂議長テキストが発出されたが、米国が新興途上国に対し分野別関税撤廃への参加を約束するよう主張したのに対して、新興途上国は参加は非義務的で、事前に参加を約束することはあり得ない旨反論し対立した。

2009年以降は、非関税障壁（NTB）の削減・撤廃がNAMA交渉会合の中心議題となっており、各国の提案について技術的な議論が行われてきた。

2011年1月の非公式閣僚会合を受け、これ以降は継続的に、NAMAの各分野において交渉会合が開催された。4月に発出された議長報告書では、NTBの作業文書が添付されるなど2008年12月以降の議論の状況が報告され、関税削減のスイス・フォーミュラの係数についてリオープンしないこととされる一方、分野別関税撤廃については橋渡しのできない大きなギャップがあるとされた。その後もNTBの少数国会合等が継続的に開催されたものの、具体的な進捗は見られなかった。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、地域貿易協定及び漁業補助金に関する規律の明確化・改善を行うこととされている。

漁業補助金については、漁業管理の重要性と過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金に限定した禁止を主張する我が国、韓国、台湾等、一部の例外を除き補助金の原則禁止を主張する米国、豪州、NZ、アルゼンチン等、S&Dを要求する中国、ブラジル等途上国との間で対立してきた。2007年11月に発出された議長テキスト及び2008年12月に発出されたロードマップに基づく議論の後、我が国も2011年1月に漁業補助金における我が国の基本的な立場を盛り込んだ新たな提案をWTOに提出するなど多くの国から提案が出され、2011年3月末まで集中的な議論が行われたが、各国の立場が収束しない状態が続いた。

2011年4月には、他の分野と同様に議長のとりまとめが示されたものの、その後大きな進展は見られていない。2015年12月のナイロビ閣僚会議においても合意は得られなかった。

2 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）

EPA・FTAについては、2015年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015に基づき交渉に取り組んだ。2016年3月までに、14の国や地域とEPA・FTAを締結した。

（1）シンガポール

2002年11月に協定が発効し、2007年9月に改正議定書が発効した。

（2）メキシコ

2005年4月に協定が発効し、2012年4月に改正議定書が発効した。

（3）マレーシア

2006年7月に協定が発効した。

（4）チリ

2007年9月に協定が発効した。

（5）タイ

2007年11月に協定が発効した。

（6）ブルネイ

2008年7月に協定が発効した。

（7）インドネシア

2008年7月に協定が発効した。

（8）東南アジア諸国連合（ASEAN）全体

2008年12月に日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、2009年1月にブルネイ、同年2月にマレーシア、同年6月にタイ、同年12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で協定が発効した。

（9）フィリピン

2008年12月に協定が発効した。

（10）スイス

2009年9月に協定が発効した。

（11）ベトナム

2009年10月に協定が発効した。

（12）インド

2011年8月に協定が発効した。

（13）ペルー

2012年3月に協定が発効した。

（14）豪州

2007年4月に開始した交渉が、2014年4月に大筋合意に至り、同7月に協定に署名、2015年1月に協定が発効した。

（15）韓国

2003年12月に交渉を開始し、2004年11月に交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談で交渉再開に向けたハ

イレベルの事前協議を行うことで一致し、2010年9月に第1回局長級協議、2011年5月に第2回局長級協議が開催された。なお、現在（2016年3月時点）は交渉を中断中。

(16) 湾岸協力理事会（GCC）

2006年9月に交渉を開始し、2016年3月までに2回の会合が行われた。なお、現在（2016年3月時点）は交渉を延期中。

(17) モンゴル

2012年6月に開始した交渉が、2014年7月に大筋合意に至り、2015年2月に協定に署名を行った。

(18) カナダ

2012年11月に交渉を開始し、2016年3月までに7回の会合が行われた。

(19) コロンビア

2012年12月に交渉を開始し、2016年3月までに13回の会合が行われた。

(20) 日 中 韓

2013年3月に交渉を開始し、2016年3月までに9回の会合が行われた。

(21) E U

2013年4月に交渉を開始し、2016年3月までに15回の会合が行われた。

(22) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

2013年5月に交渉を開始し、2016年3月までに11回の会合が行われた。

(23) ト ル コ

2014年12月に交渉を開始し、2016年3月までに4回の会合が行われた。

3 環太平洋パートナーシップ（TPP）

TPP交渉は、2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定（通称「P4協定」）の締約国であるシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの8か国により、2010年3月に開始された。その後、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が交渉に参加し、12か国で協議を行った。

TPP交渉は、2011年11月のAPEC首脳会議で発表された「TPPの輪郭」において「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」とされており、包括的で高い水準のバランスの取れた協定を達成すべく、21の分野で交渉が行われた。

我が国のTPP交渉参加については、2013年2月22日に日米首脳会談が開催され、日米共同声明において「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品

というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」等が確認された。

また、2013年4月18日に参議院、19日に衆議院の農林水産委員会において「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」等が決議された。

TPP交渉では、交渉参加国の間で厳しい交渉が行われたが、我が国は、二国間会合や全体会合の場で、衆参両院の農林水産委員会決議があることや、農林水産品が慎重に扱うべき事項であることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。この決議が守られたという評価を得られるよう、政府一体となって全力で交渉に取り組んだ。

TPP交渉に当たっては、経済再生担当大臣を本部長とする「TPP政府対策本部」の下、複数の分野にわたって関係省庁が情報を共有しながら、一体的に対応している。国民への情報提供についても、交渉会合の前後に与野党の会合で交渉の状況を説明した。

交渉では、関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身を精査し、国会決議を後ろ盾に交渉した結果、2015年10月にTPP協定は大筋合意に至り、2016年2月には署名がなされた。

また、TPP大筋合意以降、合意内容や国内対策の内容について、ブロックや都道府県毎の説明会や、地方参事官を活用した品目別、市町村別、集落別、農協等への説明など、現場へ丁寧な説明を行っている。

2016年3月、政府はTPP協定及び関連法案を国会に提出した。

4 その他広域連携等

(1) アジア・太平洋経済協力（APEC）

APECは、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化・円滑化」、「経済・技術協力」等の活動を行っている。

2015年はフィリピンの議長の下、「包摂的な経済の構築、よりよい世界を目指して」をテーマに、「地域経済統合の進展」、「中小企業の地域・世界市場への参画促進」、「人材開発への投資」及び「持続可能かつ強靱な地域社会の構築」を中心に議論が行われた。同年11月にフィリピンのマニラにて開催されたAPEC首脳会議には安倍内閣総理大臣が出席し、①ルールに基

づく、透明性のある、無差別で、開かれた、包摂的な多角的貿易体制の強化、②持続可能な農業、食料安全保障、食品安全及び栄養改善の必要性、③都市、農村、遠隔地間のよりよい連結性、投資の円滑化、インフラ開発及びフードバリューチェーンに沿った食品の損失及び廃棄の削減を含む食料へのアクセス拡大を迫する努力の強化等を内容とする首脳宣言が採択された。

(2) 日韓農業大臣会合

第1回会合を2012年4月に韓国で、第2回を2015年9月に日本で開催した。

(3) グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

我が国は、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行ったほか、平成26年6月にとりまとめた「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、拡大する世界の食市場の獲得に向けて、日本の食産業の海外展開やビジネス投資環境の整備を推進することを目的に、官民合同の政策対話等を行った。(表1 参照)

表1 主な二国間会議

国・地域名	会 議 名	期 間	場 所
インドネシア	第1回インドネシア農業協力に関する二国間フォーラム	15. 6. 30	ジャカルタ
ミャンマー	日ミャンマー農林水産業・食品協力対話第1回高級事務レベル会合	15. 7. 7	ネービードー
ベトナム	日越農業協力対話第2回ハイレベル会合	15. 8. 12	ハノイ
カンボジア	第1回日カンボジア二国間フードバリューチェーン対話	15. 12. 8	プノンペン
フィリピン	第1回日フィリピン農業協力対話	16. 3. 8	マニラ

第2節 世界の食料安全保障や地球規模の課題等への対応

1 国際的な食料安全保障への取組

穀物等の国際価格は2006年秋頃から上昇し、2008年春から夏にかけて米及び小麦は史上最高値を記録した。2008年夏以降、穀物等の国際価格は低下基調となったが、2010年6月以降の米国の高温・乾燥の影響から再び上昇に転じ、とうもろこし及び大豆が史上最高値を記録した。その後は南米の主産地の増産見込みを受け、とうもろこし及び大豆価格は低下したものの、依然として穀物等の価格は高い水準で推移している。また、世界人口は今後も増加が見込まれており、世界の食料需給は今後中長期的にひっ迫する見込みである。このように、食料安全保障の確保は喫緊の課題となっており、様々な国際会議の場において、世界的

な農業生産の増大、穀物等の価格乱高下への対応等について議論されてきている。

2015年度においては、我が国はG7エルマウ・サミット(2015年6月)、G20アンタルヤ・サミット(2015年11月)、APEC首脳会議(2015年11月)、ASEAN+3農林大臣会合(AMAF+3)(2015年9月)などの国際会議において、世界の農業の多様性を考慮した持続可能な農業生産の増大及び生産性の向上、農業の多面的機能、生産から加工・流通・消費をつなぐフードバリューチェーンの整備の重要性を積極的に主張して議論に貢献するとともに、関係国と連携して世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を積極的に推進した。

(1) アジア・太平洋経済協力(APEC)

世界人口の増加に対応するためには、農業生産を大幅に増大させる必要があるなど、食料問題は世界的な課題となっている。特にアジア太平洋地域は、世界の栄養不足人口の3分の2が存在し、農産物の主要な生産国、輸出入国が含まれ、食料安全保障の確保は同地域の持続的発展を図っていく上で最重要課題の一つとなっている。

このような中、2015年APEC議長のカンボジアは、9月27日から10月6日を食料安全保障週間と定め、APEC食料安全保障政策パートナーシップ(PPFS)会合などの各種会合を開催した。PPFS会合では、農業及び水産業の持続可能な発展、投資及びインフラ開発の促進、貿易及び市場の促進等について議論が行われ、我が国も積極的に貢献した。

また、我が国は、海外におけるフードバリューチェーン構築に向けて、我が国の持つ農水産物・食品に関する優れた冷凍・冷蔵技術やこれら技術の効率的な運用ノウハウの紹介などを行うため、「アジア太平洋地域におけるフードバリューチェーン構築に向けた冷凍・冷蔵技術に関する国際会議」を2015年10月に鹿児島県で開催した。

(2) G7^{*1}・G20

2015年6月7～8日のG7エルマウ・サミットでは、貿易・投資は、成長、雇用及び持続可能な開発の主要な原動力であり、貿易障壁の削減により世界経済の成長を促進することが引き続き不可欠、また、意欲的で高い水準の二国間・地域自由貿易協定の締結に向けた継続的な努力を歓迎するとされた。食料安全保障については、持続可能な農業・フードバリューチェーンを推進し、支援することを確保する等とされた。

2015年11月15～16日のG20アンタルヤ・サミットでは、包摂的なグローバル・バリューチェーンは世界

貿易の重要な原動力であるとされたほか、WTO は多角的貿易体制のバックボーンであり、経済成長及び開発を促進する上で引き続き中心的な役割を果たすべきとされた。更に、世界の食料安全保障を改善及びフードシステムの持続可能性を確保するための「食料安全保障と持続可能なフードシステムに係る G20 行動計画」*2が承認された。

*1：2014年以降は、ウクライナ問題を受け参加停止となったロシアを除く G7として開催。なお、G20 サミットにはロシアは引き続き参加。

*2：「食料安全保障と持続可能なフードシステムに係る G20行動計画」は、具体的には、①農業及びフードシステムにおける責任ある投資の促進、②食料安全保障のための市場の透明性の改善、③人材育成支援、④持続可能な生産性向上の促進、⑤食料の損失・廃棄の削減を主な目的とするもの。

(3) ASEAN+3農林大臣会合（AMAF+3）

ASEAN+3の枠組みでは、首脳会議に加え、各種閣僚級会合も実施されている。2015年9月にマニラで第15回 ASEAN+3農林大臣会合（AMAF+3）が開催され、我が国からはあべ農林水産副大臣が出席した。

同会合では、ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）及び ASEAN 食料安全保障情報システム（AFSIS）の進捗状況、1年間の ASEAN+3の枠組みの下での協力実績等につき報告が行われ、承認された。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月、国連総会において、2030年までの国際社会が実現すべき開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」が決定された。そこには、17の目標が設定され、飢餓の撲滅、食料安全保障及び栄養改善の実現、持続可能な農業の促進、海洋資源の持続可能な利用、持続可能な森林経営など、食料や農林水産業に関する目標も幅広く盛り込まれている。

2 その他の国際協力

農林水産省が行う国際協力は、我が国の農林水産行政上から取り組む必要性が高い、①途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援、②農林水産業への支援を通じた飢餓・貧困対策、③気候変動や越境性感染症等地球的規模の課題への対策を重点分野としている。

これらの国際協力を推進するため、①国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発・人材育成、及び、②農林水産分野の国際機関への拠出を通じた協力活動等を

農林水産省の政府開発援助（ODA）として実施している。その他に、技術交流や専門家派遣等、農林水産省が有する専門的な知見や人材を活用した支援を行っている。

(1) 国際協力に関する調査、人材育成等

農林水産省では、国際協力を効果的に実施する上で必要となる各国の農業事情等に関する基礎的な調査や技術開発、人材育成等を行っている。

平成27年度においては、以下の事業等（予算額10億7,018万円）を実施した。

ア サブサハラ・アフリカをはじめとした開発途上国における農業生産拡大のための調査、専門家派遣、基礎的な情報整備

イ アジア太平洋地域の各国・地域の食料安全保障の強化

ウ 気候変動がかんがい排水施設に与える影響への適応策の開発

エ 森林保全活動に伴う効果・影響を適切に評価・検証するための手法の開発、普及

オ 地域特性、漁業形態等に応じた資源管理手法や資源管理計画のモデルの作成

(2) 国際機関を通じた協力

農林水産省は、国連食糧農業機関（FAO）をはじめとする各国国際機関と協力し、アフリカ等開発途上国における飢餓や貧困の削減、気候変動対策や越境性感染症対策等地球的規模の課題への対策、水産資源の適正な管理や持続的利用の確保等の農林水産分野の協力を推進している。

平成27年度においては、各国国際機関への拠出を通じ、途上国でのフードバリューチェーンの構築支援、アフリカのコメ生産倍増等途上国の農林水産業や農村開発の支援、アジア等における鳥インフルエンザや口蹄疫等越境性感染症対策の支援、東アジア等の森林保全や持続可能な森林経営の推進、水産資源の持続的利用や資源管理の取組の推進等（予算額19億1,709万円）を実施した。

ア 国連食糧農業機関（FAO）

FAO は、昭和20年10月に設立された国連の専門機関である（我が国は昭和26年に加盟）。FAO は、①各国民の栄養及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村・漁村住民の生活水準の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放、に寄与することを目的としている。また、FAO の活動の中心は、①世界の食料・農林水産業及び栄養に関する情報の収集・分析・公表、②政策策定のための中立的な討議の場の提供、③加

盟国政府への政策助言、④開発途上国を対象とした開発援助である。

また、農林水産省は、平成27年度、アセアンの農業統計専門家を CARD（アフリカ稲作振興のための共同体）支援対象国に派遣し、コメの生産量統計調査の指導を行う「アフリカ食料安全保障情報整備支援事業」や、生態系に配慮した持続的漁業の推進や国際的な資源管理強化のため開発途上国を支援する「持続的漁業の実現フォローアップ事業」等への拠出（予算額5億3,082万円）を通じ協力を行った。

イ 世界食糧計画（WFP）

WFP は、国連唯一の食料支援機関として昭和36年に発足した。紛争、自然災害等に起因する難民、被災者等に対する緊急食糧支援を行う他、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行っている。

また、農林水産省は、平成27年度、紛争からの復興途上の国で、簡易な水田や水路等を整備し、稲作を通じて農民の自立を支援する「稲作等を通じたアフリカ食料安全保障復興支援・技術実証普及事業」への拠出（予算額8,265万円）を通じ協力を行った。

ウ 国際農業研究協議グループ（CGIAR）

CGIAR は、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として、世界銀行、FAO、国連開発計画（UNDP）等国際機関、ドナー国、民間財団により、昭和46年に設立された。現在は、農林水産分野の国際的な研究・技術普及を実施する15の研究センターが構成メンバーとなっている。

農林水産省は、平成27年度、「生物学的硝化抑制能を利用したコムギ生産における窒素施肥の削減」（国際とうもろこし・コムギ改良センター）、「牧草の生物学的硝化抑制能を利用した低コスト作付け体系の開発」（国際熱帯農業センター）、「アフリカにおけるマメ類・イモ類の生産性向上のための研究開発」（国際熱帯農業研究所）「気候変動に対応した天水稲作における生産性向上システムの開発」（国際稲研究所）、「稲作等を通じたアフリカ食料安全保障復興支援・技術実証普及事業」（アフリカ稲センター）、「気候変動適応型灌漑排水施設保全等対策事業」（国際水管理研究所）への拠出（予算額1億7,690万円）を通じ協力を行った。

エ 東南アジア諸国連合（ASEAN）

ASEAN は、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確

保、域内諸問題に関する協力等を目的とし、昭和42年に設立された。

農林水産省は、平成27年度、東アジア地域における大規模災害等の緊急時に初動援助を行うための米の備蓄の造成等を支援する「アセアン+3緊急米備蓄体制確立拠出金事業」や、日本の食文化・食産業の海外展開の拠点形成、担い手育成、アセアンの連結性向上を支援する「アセアン諸国の大学と連携した人材育成促進事業」、ASEAN 地域の食料安全保障の強化を図るため、域内各国の統計情報等の整備を支援する「アセアン地域における食品加工・流通統計整備支援事業」及び「アセアン諸国等のキャパシティ・ビルディング支援事業」への拠出（予算額3億1,745万円）を通じ協力を行った。

オ その他

以上のほか、農林水産省は、国際熱帯木材機関（ITTO）、国際協同組合同盟（ICA）、植物新品種保護国際同盟（UPOV）、メコン河委員会（MRC）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、国際獣疫事務局（OIE）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）、アジア生産性機構（APO）、北太平洋海洋科学機関（PICES）、規格及び通商開発機構（STDF）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、国際連合大学（UNU）、経済協力開発機構（OECD）、世界保健機関（WHO）、世界蔬菜センター（AVRDC）、国連森林フォーラム（UNFF）、グローバル作物多様性基金（GCDT）への拠出を通じ協力を行った。

（3）海外技術交流

ア 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、原則毎年1回東京又は北京において交互に同グループの会議を開催しており、平成27年7月に、岡山市において第32回会議を開催した。

イ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同

年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、日韓において交互に開催されている。

平成27年度は韓国慶州市において第48次委員会を開催し、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「農業の多面的機能の維持・向上に向けた取組」等について討議した。

ウ 日モンゴル技術的対話

モンゴルの農牧業の課題について情報交換等を行うことを目的に、平成18年11月に東京において局長級の第1回対話が開催され、その後、日本・モンゴル両国において交互に開催されている。平成27年度は日程調整がつかず開催しなかった。

エ 日ロ農業技術交流

昭和37年2月、技術情報の収集・交換を目的として、政府の農業技術者等の相互派遣が開始された。

平成27年度は、「ロシアにおける家畜疫病の防疫体制について（特に口蹄疫及びアフリカ豚コレラの研究と防疫について）」をテーマにして相互に研究者の交流を行った。

(4) その他の農林水産業協力

農林水産省は、以下のとおり、国際協力機構（JICA）が実施する各種協力活動に対し、当省が有する専門的な知見や人材を活用した専門家・調査団員派遣、研修生受入支援、各種助言等を行っている。

ア 技術協力

開発途上国の農林水産業開発のための技術協力としては、主に、当該分野の開発に必要な技術や知識を伝える専門家派遣、当該分野の開発の中核を担う人材を日本や他国での研修に招く海外研修員受け入れを実施している。また、これらを有機的に組み合わせた技術協力プロジェクト、さらに農林水産業の基盤整備、生産増強、地域開発等の計画の作成等に関して調査団を派遣しコンサルティング協力を行う開発計画調査型技術協力を実施している。

(ア) 専門家等の海外派遣

平成27年度において農林水産業技術協力のために農林水産省の推薦により海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて62件97名であった。地域別にみると、アジア31件49人、中近東6件9人、アフリカ18件30人、中南米5件6人、大洋州・欧州・その他2件3人となっている。

(イ) 海外研修員の受け入れ

平成27年度における農林水産省提案の研修は、23コースあり、海外研修員の受け入れ総数は213名であった。地域別にみると、アジア76人、中近

東11人、アフリカ83人、中南米23人、太平洋・欧州20人となっている。

イ 資金協力

農林水産省は、一般無償資金協力（主務省：外務省）及び円借款（主務省：外務省及び財務省）について、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行っている。

(ア) 一般無償資金協力（水産無償含む）

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な資金を供与する無償資金協力を行っている。平成27年度の無償資金協力の当初予算額は1,605億円であり、このうち、農林水産関係では計9件、総額83億円を供与した。

(イ) 食糧援助（KR）

本援助は昭和43年度から実施されている無償の食糧援助であり、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与を行っている。

平成27年度の我が国の供与実績は24か国及び1地域難民に対し、総額約92億円を供与した。

(ウ) 円借款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

平成27年度の農林水産関連案件は計2件、210億円である。

3 海外農業投資

我が国政府及び関係機関は、世界の食料安全保障への貢献、我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、我が国からの海外農業投資を促進すると同時に、海外農業投資が投資国、被投資国の双方が裨益する形で実施されるよう、国際的な行動原則の策定を推進し、これに沿った責任ある農業投資を促進している。

(1) 海外農業投資促進の支援

農林水産省、外務省を中心とする関係4省庁・4機関の参加による「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」において取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」（平成21年8月）に基づき、将来的な投資可能性に着目した農業及び農業関連情報の収集・分析、及びそれらの情報を関係者で共有するためのフォーラムを行った。

(2) 国際的な農業投資の行動原則

我が国は、平成21年のG8ラクイラ・サミットにおいて、責任ある農業投資を提唱。これを契機として、

平成22年、FAO、世銀等国際4機関が、被投資国、現地の人々及び投資家の3者が裨益することを目指す「責任ある農業投資原則（PRAI）」を策定した。その後、平成26年10月、FAO等の3国連機関が事務局を務める世界食料安全保障委員会において、PRAIを踏まえつつ、より幅広い関係者の合意を得た「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が策定された。

第3節 関税

平成28年度当省関係品目の改正概要

(1) 平成28年度の関税改正の経緯

平成28年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。各府省からの改正要望を受け、関税・外国為替等審議会関税分科会での審議が行われ、平成27年12月16日の同分科会で、「平成28年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」が取りまとめられた。この答申を踏まえた与党の税制調査会での審議を経て、同年12月24日に政府の「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定された。この閣議決定に基づく、「関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」が国会での審議を経て成立し、一部改正された関税率法及び関税暫定措置法が平成28年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産物に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

平成28年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産物に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。

イ 個別品目の関税率の見直し

学校給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、学校教育法に定める義務教育学校を追加することとした。

(3) 関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度（注）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産物は18品目）

に拡大された。その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールが、平成27年度改正においてアルコール製造用糖みつが本制度の適用対象外とされ、全体で19品目（うち農産物は17品目）となった。

平成28年度改正においては、農林水産省所管の対象品目に変更はなく、各品目の関税割当数量が定められた。

（注）関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

第4節 その他国際案件

1 外国政府要人との会談等

大臣、副大臣及び政務官と外国政府等の要人との国内及び海外における会談日時を調整した。

外国政府等の要人等に対して我が国の農林水産業政策の説明等を行った。また、外国在京大使館及び我が国在外大使館等を通じ、外国政府との連絡調整及び相互理解の促進に努めた。

2 海外農業情報等の収集・発信

諸外国の農業、農林水産物貿易、農業政策及び我が国における農林水産物の輸出入の状況等について、情報収集、調査分析を行い、最新の情報を農林水産省のホームページに掲載するなど国民に情報提供を行った。

3 多国間での取組

(1) 経済協力開発機構（OECD）

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年に発足したOEEC（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2016年3月現在34ヶ国が加盟している。

ア 閣僚理事会

例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、OECDの主要活動内容が報告されるとともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、その内容は閣僚声明及び議長総括としてとりまとめられている。

第54回閣僚理事会は、2015年6月3日～4日にパリのOECD本部で開催され、「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」というテーマの下で、世界の経済見通し、雇用、途上国の開発、貿易等について広範囲な討議が行われた。

イ 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続きPSE（生産者支持評価額）等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を分析した2015年版「OECD農業政策：モニタリングと評価」が作成された。また、農産物の需給及び貿易の動向等を分析した2015年版「OECD農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、グリーン成長と農業、農業の気候変動への適応及び共同行動による農業環境公共財の提供に関する作業が行われた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

(2) 国際商品協定

ア 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物貿易に関する情報交換等及び開発途上国に対する食料援助を実施することを目的とした協定で、「穀物貿易規約」及び「食料援助規約」で構成されている。

イ 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、国際熱帯木材機関（ITTO）本部を横浜市に誘致した。

現在は、2011年12月に発効し、目的に新たに違法伐採対策の重要性を盛り込み、また気候変動対策や違法伐採対策などの課題ごとにプロジェクトを実

施するテーマ別プログラムの実施等が明記された「2006年の国際熱帯木材協定」が適用されている。